

こ 成 保 第 88 号
令和 7 年 1 月 28 日

各

〔	都 道 府 県 知 事	〕 殿
	指 定 都 市 市 長	
	中 核 市 市 長	

こども家庭庁成育局長
(公 印 省 略)

子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令の公布について

「子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令」（令和 7 年内閣府令第 5 号）については、本日、別紙のとおり公布されたところである。

本改正の内容は下記のとおりであるので、その内容を御了知いただくとともに、管内市町村（特別区を含む。）、関係機関等に対し、その周知を図るとともに、その運用に遺漏なきようご配慮をお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

第 1 改正の趣旨

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 32 条第 3 項の規定に基づき、市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）が特定教育・保育施設の利用定員を変更したときは、都道府県知事に届け出なければならないこととされている。

市町村長が都道府県知事に届出を行う際に提出する事項については、子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号。以下「則」という。）第 32 条が準用する第 30 条の規定に規定されているところ、「令和 5 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）及び「令和 6 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 6 年 12 月 24 日閣議決定）（参考）を踏まえ、則で定める提出事項を簡素化する。

第 2 改正の概要

法第 30 条第 3 項の規定に基づく届出について、則第 32 条が準用する則第 30 条において市町村長が都道府県知事に届け出る際に提出することとされている事項のうち、当該変更に係る特定教育・保育施設の設置者の代表者の氏名、生年月日、住所及び職名を不要とする。

第 3 施行期日

公布の日

(参考)

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）（抄）

5 義務付け・枠付けの見直し等

【こども家庭庁】

(14) 子ども・子育て支援法（平24法65）

- （v）市町村長（特別区の長を含む。）が特定教育・保育施設の利用定員を変更した際に都道府県知事に対して行う届出（32条3項）については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、届出事項から施設の代表者の氏名、生年月日、住所及び職名を削除する方向で検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）（抄）

4 義務付け・枠付けの見直し等

【こども家庭庁】

(12) 子ども・子育て支援法（平24法65）

- （iii）市町村長（特別区の長を含む。）が特定教育・保育施設の利用定員を変更した際に都道府県知事に対して行う届出（32条3項）については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和6年度中に府令を改正し、届出事項から施設の代表者の氏名、生年月日、住所及び職名を削除する。